

## 第2回熊本市歴史まちづくり協議会 議事録

【日 時】 平成30年12月5日（火）午後3：00～4：30

【場 所】 市民会館シアーズホーム夢ホール（2階第5・6会議室）

【出席者】 全9名中7名出席 ※以下、敬称略

### 委員

猪飼 隆明（会長）  
伊東 龍一（副会長）  
田中 尚人  
鄭 一止  
岡村 郷司  
宮本 茂史  
吉村 圭四郎

【次 第】 1 開会  
2 議事  
（1）前回議事の確認  
（2）歴史的風致の維持及び向上に関する課題、方針、事業  
（3）重点区域の位置及び範囲  
3 閉会

【配布資料】 ・会議次第  
・議事資料  
・参考資料1：第1回熊本市歴史まちづくり協議会における委員意見と対応状況

## <議事概要>

事務局：

議事（１）（２）（３）を事務局で説明後、質疑応答。

猪飼会長：

前回の発言と対応で、お気づきになる点、今も一町一寺については付け加えるという話になっておりますので、これは別にして、それぞれのご発言との関係で特別にここでもう一度付け加えておきたいとか、そういうことがおありだったら、ちょっと見ていただいて気が付く点をお話していただけますか。何かありますか。

それでは、途中でもお気づきになった時点でご発言いただくとして、今回提議された点で、前回変更した点というのは、歴史的風致として7つ挙げていたものを、上村委員の発言があって「一町一寺の町の営みにみる歴史的風致」が追加されています。これについて上村委員はお見えになっていませんが、何かご意見ありますか。

宮本委員：

上村委員がお見えになっていませんが、隣接する新町の代表として発言させていただきます。新町と古町の2つの地域で、やはり一番大きいのが元々の祭礼としてのすみ分けと申しますか、歴史的背景の私達住民としての地域間としても、元々別の地域がそれぞれ独立して発達したものであるというふうに考えています。1つはお祭りの話で、神社が北岡神社と藤崎八幡宮とで違うのですが、逆に新町と古町という2つの地域が一緒に活動を始めて、実は歴史的に日は浅く、私がまちづくりに関わり始めた10年位前から新町と古町を一緒にやろうよという形で動いてきた部分があります。どちらも清正が作った町割という意味では同じなのですが、坪井川を隔てて明確に町人町として育ってきた古町と、元は武家屋敷としてありながら町人町に変わっていった新町とで背景が違うと思いますし、熊本城の内堀の中で保護をされていた部分と、外部で自由に経済が発展した部分でも異なる背景がありますので、城下町としては一緒ですが2つを分けて考えることには賛成と申しますか、それでもいいのではないかと考えます。

猪飼会長：

ありがとうございました。今の大事な話ですけれども、一緒に動いている側面と、それぞれが独立して歴史を持っているという部分とでどういう具合にお互いに協力関係を持ちながら、施策としていくかという問題ですね。これに関して、鄭委員はご意見ありますか。

鄭委員：

去年からきたばかりで、関わっているといえるかは分かりませんが、学生達とまち歩きをしたり、まちづくりの提案をさせていただいています。NPO法人熊本まちなみトラストと申して、新町、古町を主に舞台として町屋の保全に関わっている団体にも参加しています。歴史の観点から歴史的風致を見るべきであり、50年間活動が続いているザ・歴史的なものに基づいたエリア分けだと理解していますので、宮本委員のおっしゃるようによりしっかりと分けて、わざと競争させるという意味でもいいのではないかと思います。

猪飼会長：

競争の仕方も色々ありますね。歴史的風致としてあわせて8カ所が、市からの具体的な定義

になります。これだけではないよというご意見はありますか。50年の活動というのはなんとなくハードルが高いですね。これもまたご意見があると思いますが…

8つの歴史的風致を設定した上で、今日は重点区域というものが具体的に2カ所提案されましたが、重点区域の要件が文章としてはなかなか分かりにくいと思います。この点も含めまして、この2つの重点区域を設定したことに関わってご質問、ご意見はありますか。

伊東委員：

せっかくなので、お尋ねさせていただきますが、城下町地区にしましても、川尻地区にしましても、重点地区案で、風致の中でも赤いラインからはみ出している地域がありますが、これを外す根拠を改めてご説明いただくとどんなことがあるのでしょうか。つながっている地域ならば、広く取るという考え方もあるかもしれないと思ったのですがいかがでしょうか。

事務局（開発景観課）：

歴史的風致という捉え方については、エリアというよりもどちらかという活動範囲という捉え方ですので、地形地物できちっと分ける考え方では毛頭ございません。そういった中で環境という意味で捉えています。重点区域はエリアとして定めるということで、このようにしていますが、その過程の中で今まで熊本市は都心部と副都心部、新町と古町という中心市街地活性化基本計画に基づいて、これまでまちづくりを進めていますので、特に桜町や通町筋等とは別な意味でのまちづくりを推進してきたという経緯、駅周辺は別な意味で再開発を進めておりますので、それは歴史的風致というよりも違うまちづくりの観点で事業を進めていくべきだと考えまして、今回重点区域のエリアから外しているという状況です。

伊東委員：

具体的に言いますと、31ページのスライドにあります長崎次郎書店という字の右側は、重点区域から外れていますが、この辺はかなり賑やかでこれから開発も進んでいく場所になっていくのではないかと思います。間にそういったエリアが入ってきたときに、その向こう側に比較的良好な環境が残されている場所でも別提議になるのでしょうか。線引きが上手くできないということなのでしょうか。

お祭りのルートとしましては東側に伸びていますが、どのようにお考えか具体的に教えてください。

事務局（開発景観課）：

中心市街地で点線で表示してありますのは、まさに藤崎八幡宮の例大祭のルートとして挙げさせていただいています。そのルートを辿っていきますと中心部の歴史的風致としての位置付けは、再開発や新しい建物であっても環境はあるというふうな捉え方をしていますが、桜町付近の再開発は、お城の目の前の庭造りという観点を持ってやっていますが、今後、具体的な重点区域を設定してやっていく中では、歴史的建造物を活かしながら周辺環境を整備していくという視点にたつと異色ではないかと捉えまして、ここで区切りを入れさせてもらっています。

伊東委員：

物としての残りがやっぱり良くないということでしょうか。

事務局（開発景観課）：

どちらかという、ビッグプロジェクトという考え方ではなくて、現存する建物を生かしてどのように再生していくかという観点を持っています。

猪飼会長：

今までのまちづくりを基本的には継承していくということですよ。

事務局（開発景観課）：

そうです。

鄭委員：

基本的には、重点区域はそこそこ広くとっていただいたと感じています。伊東委員の意見も併せて強いて言うならば、一番大きな町中の問題としては、桜町とか上・下通りの繁華街と駅は、逆効果として他のところまで巻き込む程にどんどん盛り上がっている中、その間の新町・古町など今までしっかり位置付けられなかったところを位置付けるという意味としては、この歴まちに期待を持っているところです。ただ、まちづくりやマスタープランを一体的に考えるべきなのかなというのが都市計画で、専門家として言わせていただきたいところです。例えば、桜町の現在工事しているところでも城下町のランドマークとなるとところに建てられるので、歴史性を生かしたデザインや材料といった何か意識したものを、最先端に復元させたものでもいいと思いますが、工夫させるのもありだと思います。そちらの方がヨーロッパなどに先進的事例がたくさんあると思います。切り分けるのはもったいないので、組み合わせることで、敢えてこの計画と中心市街地活性化基本計画を組み合わせることで、相乗効果が生まれると考えられます。

猪飼会長：

その点ではどうでしょうか。

事務局（開発景観課）：

ご指摘の点については、正直なところシンボルプロムナードのデザインに関する委員会の中で、歴史的要素に関して議論されているということで、そのへんは、まちづくりの中で全く歴史を考えてないわけではありませんが、そちらは別に事業が進んでおりますので、新町、古町の中の重点区域の事業としてあげるものではないのかなと思います。だからといって、全く連携しないという事ではなく、この重点区域を設定する中でも、先ほども出ましたが、公共交通の在り方や回遊性の向上については話をしなければなりませんので、その辺は連携を取りながら進めていこうと思っております。歴史的風致はある程度長い目でみていかなければならないという部分と、今後事業をやっていくエリアについては、10年間の中でまずはやっていきたいと思いますというスタンスなので、これをがらんと決めたから全く変えられないという事ではありません。一定期間は変えられないにしても、見直しや10年経ったときの進捗具合でエリアの設定を考えることもありますし、逆にいいますと8つの歴史的風致の中でも、更に優先順位が高くなっていく部分もでてくると思います。都心部も中に入れようという話もあると思いますが、そこまでいくと事業着手が見えない状況になるので、正直申しますと、実効性のある計画を走りながらでも進めていきたいという気持ちがあります。駅も再開発が進んでいますが、全く城下町らしさを考えていない事はないという認識を持っておりますので、事業として挙がらなくても、その辺を文言で整理することはあるかと思っております。

田中委員：

熊本大学の田中です。遅くなりまして、申し訳ありません。元々専門が土木になりますので、関連して川尻の話を伺いたいのですが、私は文化財の仕事をしておりますが、どちらかというと活用の方が多いので、そういった観点から先ほどご説明いただいたみたいに川尻も駅の周りが重点区域から外されておりますよね。文化財的な考え方ですと至極当然ですが、事務局がおっしゃったみたいに、今後川尻の文化財活用のことを考えますと、徒歩で来られる方を増やして回遊性を高めるのはすごく大事だと思うので、駅を範囲に入れるかはさておき、ある程度連携して、駅を降りたら川尻らしい風情がある、というものを作っていく必要があると思います。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

事務局（開発景観課）：

これも今までのまちづくりの中でのエリア設定があるのですが、川尻駅を入れるかどうかもあると思いますが、川尻の現状をお聞きしますと、いろんな意味で国内の旅行客はいらっしゃるけども、海外からの旅行客は少ないと聞いております。こういったことで観光の視点でいけば、公共交通的なネットワークを表現する中で、こちらに来街者がたくさん訪れるような環境づくりに関する事業を挙げなければならないという認識があります。エリア設定につきましては、各委員さんのご意見を踏まえながら、部分的に入れるかどうか十分変更が可能だと思いますので、その点のご意見をいただきたいです。

あくまでも、今回は事務局案として設定しておりますので、この辺は取り入れた方が良いという意見は考慮していきたいと思います。具体的には、それがバスなのかJRなのかはわかりませんが、落とすどころがないと方向性がわかりませんので、一つ観光拠点として目指すべきだと思いますので、それは何らかの表現をしたいと思っております。

吉村委員：

地元の話が出ましたので、いくつかありますが、まずこの線引きは江戸時代の旧川尻町のエリアになります。河尻神宮があるのは昔の椎田村、後の八幡村なんですけれど、そこまで延ばしてありまして、後は旧藩時代の川尻町エリアがきれいに入っているのが、この線引きの根拠だと思います。それが良いかどうかは別として。

あと、川尻駅はあと何年か経ったら高架駅になる予定ですが、駅舎が明治23年のものではないと言われてるので、駅舎を残してほしいという話が出ているのですが、JRに昭和43年以前の資料がなくて確認しようがないのが現状です。もし資料が出て来て駅舎の保存ができれば、重点区域を見直していただく可能性が出てくるとは思います。今の時点では、JRの標準的な橋上駅舎になったら取り壊されるのかなというのが実状です。一番迷っているのが、34ページの着色では、黄色が下の方に見えますが、野田の大慈禅寺と大渡町という旧街道の町の2つでして、現在、野田の大慈禅寺（大慈寺）が重点区域から外れていますが、300m程ありますので、これを入れるかどうか悩ましいのかもしれない。あと、その下に大渡町という旧街道の町があって、地震で大分壊れてしまいましたが、街道の街並みそのものはまだ残っています。昔は街道の写真という、良く取り上げられる有名な通りでした。なぜ、取り上げたかと申しますと、大慈禅寺は建物自体は国指定ではありませんが、梵鐘が国指定の重要文化財なんです。鐘楼は新

しいですが、梵鐘そのものは鎌倉時代のもので、行けばいつでも見られるようになっていきます。あと、寒巖（かんがん）義尹文書も国指定になっているのですが、これは博物館に収蔵されていますので現地にはありません。あと、県指定のものはいっぱいありますので、外してしまうのも心残りです。外す方が良いのであれば外しますし、入れることができるのであれば入れた方が良いと思います。

**事務局（文化振興課）：**

大渡町につきましては、重点区域のエリアには入っていませんが、歴史的風致の範囲としましては、大渡町の獅子舞の保存会、これは例大祭の際に奉納されますが、そちらのルートが活動範囲としてありますので、歴史的風致の範囲としてその中に入っております。大慈寺につきましては、川尻、熊本市の歴史にとっても重要だという認識はありますが、今回の計画でいきますと、前のマップの方では、黄色の点線が歴史的風致の範囲になっております。少し右の外れの方に大慈寺があるのですが、今回の歴史的風致の考え方でいきますと、活動の範囲として入れることが難しいと考えております。なので、本文中で大慈寺に触れる部分ですとか、第二章の歴史的風致について書いてあるところではなく、第一章の熊本市の歴史や文化財について紹介している部分で大慈寺のことについて触れていきたいと考えています。

**猪飼会長：**

川尻のことで他に何かありますでしょうか。田中委員は、今の話で了解していただけたでしょうか。

**田中委員：**

次回の第三回の話に絡んでくると思いますが、エリアの話としてはよく分かりました。ありがとうございます。

**伊東委員：**

エリアの説明としては、川尻についてもそうですし、大慈禅寺についても少し気になる所があるんですけども、城下町の地区についてもわかりました。重点区域にならなくても歴史的風致のエリアを市としてきちんと守っていくために挙げていただいていると思いますが、守っていく体制ができていれば、どこが守ってくれるかどうか関係なくありがたいことで、そうなることが一番良いなと思います。そのためにも歴史的風致の構成要素、建造物だけでなく環境的なものも含めてリストアップを漏れなくやっていただきたいと思います。

**猪飼会長：**

他に気付いたところはありますか。

**宮本委員：**

細かい所ですが、城下町地区の一番下の白川沿いの RKK がある辺りの三角の部分に早野ビルさんがあったり、あとは通り沿いの地域、町の区割りをされていたのだと思いますが、三角の部分が外れています。確かにこの辺りは早野ビルさんくらいかもしれませんが、せっかく中心市街地活性化基本計画で生まれている部分であれば、具体的に見れないかという思いがあります。

それから同じように、古町の方の北岡神社の JR との挟まれている三角の部分も、背景が異なるのかどうかはわかりませんが、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

**事務局（開発景観課）：**

中心市街地活性化基本計画のエリア分けでいくと、今ご指摘のあった 29 ページの三角形の部分、特に電車通りの銀座橋の部分と春日一丁目のエリアもどちらかという旧市街地の要素が強いので、この辺につきましても、各委員のご意見を伺いながら修正できると思いますので、検討させていただければと思います。中心市街地活性化基本計画にきちんと合わなければいけないという事はないのですが、その辺はご意見をいただければと思います。先ほどの話の補足をさせていただきたいのですが、あくまでもイメージの世界で申し訳ありませんが、課題と方針のところ、既存事業で整理させていただいておりますが、5つの切り口ということで課題方針事業を記載している中で、エリアの話がかなり縛りを受けるのが、多分①と②というイメージを持っております。逆に③、④、⑤はソフト的な話になりますので、エリアを定めたからといってエリア内で行われていかなければならないという話ではないので、ここはソフト的な考え方はもう少し幅広く事業として拾えるイメージを持っておりますので、最終的には国との相談になりますが、エリアに捕らわれる必要もないのかなと思います。だからといってどこまでも良いという話でもありませんが、参考までにお話させていただきました。

**吉村委員：**

④と⑤の違いをわかりやすく説明していただけますでしょうか。

**事務局（開発景観課）：**

④については観光振興のための事業ということで 14 ページに具体的に書かせていただいておりますが、これはあくまでも今の既存事業のイメージですので、先程話の出ました周遊バスの運行やロケーションシステムの話になってくると思います。⑤については、まさにこの歴史的風致という認識を一般市民の方にご理解していただくという意味でのいろんな事業をイメージしたものになります。

**猪飼会長：**

お伺いしていて、エリア設定というのはある意味では少々便宜的な部分もあるかと思いますが、活動になりますともう少し広い範囲での活動の要素を含んでいるという…まあその辺りもう少し柔軟に対応できるようになると良いという話だと思います。他にどうでしょうか。

ロケーションシステムというのは、エリア相互の関係ではなく、そのエリアの話ということでしょうか。

**事務局（開発景観課）：**

ロケーションシステムにつきましては、本市全域で既に取り組んでいる既に事業化したものでして、現在は市電のほうでロケーションシステムを導入しているところです。今後、バスにつきましても、歴史的風致のエリアに関係なく市域全域的に取り入れていく予定になっております。

**猪飼会長：**

要するに、公共交通機関という意味ですね。イメージとしては大分明らかになってきたと思います。

**岡村委員：**

歴まちの基本的なことがわかっていないのですが、重点区域にならなければ利用できないメニ

ューがあるということですよ。例えば街なみ環境整備事業を利用するならば、重点区域に入っていないといけないと。重点区域とそうでない区域で、どの程度利用できる事業の差があるかを教えていただきたいです。

**事務局（開発景観課）：**

前の方に事業について示しておりますが、街なみ環境整備事業につきましては、重点区域が対象になっているというところではありませんが、歴史的風致形成建造物という、計画に基づく建造物の指定をしていくところで、これが重点区域の建物を計画の中で指定していくという形になります。あとは、ハード整備などの事業によって、重点区域を要件としているものがあるという状況で、主にはハード整備のところで行なっていくときに、国の事業要件として重点区域というところが入っているところです。

**事務局（開発景観課）：**

スライドの下線が引いてある部分が、重点区域の指定を受けるとそういったものの対象になる主な例になります。左上の街なみ環境整備事業は既存事業としてあるのですが、更に歴史的風致形成建造物の指定を受けるとその買取であるとか、移設、修理、復元といったもの対しての支援ができるという事になります。右上は都市公園等事業になりますが、基本的に都市公園等事業の中で認定を受けると、古墳や城跡の復元に対する助成を受けられる。左下の都市再生整備計画事業においても、その中で事業を行なう分については交付率の上限を5%上乗せできるというメリットがあります。あと4番目（歴史的風致活用国際観光支援事業）については、こういった体験プログラムや観光案内所の機能向上なども補助対象となるということで追加される。以上のことが、歴史的風致維持向上計画のメリットということになります。

※国土交通省 HP の『認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置』を用いて説明  
猪飼会長：

こういうことになると重点区域を外れるか外れないかで、相当意味がありますよね。次の議題で事業について議論する中でより具体化すると思いますが、要するに、設定するものにどういう意味を持っているのかということと、設定の範囲が妥当かどうかを、本日我々の了解したいところになるかと思いますが、その点に関して、もう少し理解を深める必要がある点や、不明な点はありませんか。

**鄭委員：**

先ほど宮本委員がおっしゃっていたように、城下町東側の早野ビルのある所は、歴史的風致エリアにも位置付けられていない。そうすると、中心市街地活性化基本計画には一応位置付けされていますが、それだけになってしまうので、整合的な観点でも歴史的な建物があるという観点でも、少なくとも歴史的風致のエリアに加えてもいいのではないかと思います。

**事務局（文化振興課）：**

早野ビルの位置ですが、市電の通り沿いの位置になりますので、右側の三角形ではなく前のスライドのポイント部分になります。なので、今現在歴史的風致のエリアには入ってはおります。名称が入っていなかったのも、後ほど付け加えます。

**吉村委員：**

イエスカノーで構いませんが、エリアは絶対的につながっていなければならないのでしょうか。  
猪飼会長：

要するに、飛び地が可能かということですね。

**事務局（文化振興課）：**

歴史的風致について飛び地が可能かどうかという話ですが、基本的には一帯の活動なり、なんなりを感じられる所であれば、飛び地であっても設定は可能になります。

猪飼会長：

他にはどうでしょうか。

岡村委員：

①と⑧を一つの城下町地区と合体させても分けても、私はあまり拘りはありませんが、先ほどの宮本委員の話だと歴史的にも違う地区ですし、祭礼も別なものであるということなので、ここは2カ所になるのか、併せて城下町地区で1カ所になるのか教えていただきたいです。

**事務局（開発景観課）：**

ここは、重点区域の設定の考え方のページで25ページになるのですが、後半の重要伝統的建造物群保存地区の話は置かせていただいて、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物が指定されたエリアという核がまずあるということが重点区域の一つの要件になります。そうした時に、この城下町というところと古町のエリアについては、核はあくまでも熊本城という位置づけになります。これを切り離してしまいますと、逆に古町地区が離れてしまうということで、これについては、歴史的風致は2つあるにしても、重点区域としては熊本城が核とするという考え方になります。

吉村委員：

27ページの重点区域の設定の考え方のところで、今の景観計画及び歴史的建造物の集積ということで、重点区域を2つの地域に設定されているという説明がありましたけれども、例えば他の歴史的風致の中で現在重点区域に設定することで、何かは救われるとか、事業が進むとか、他の歴史的風致の方達はどのような要望を持っていらっしゃるのか。それから、今の状況がどのような状況であるのかをご存知の範囲でお聞かせいただければと思います。

**事務局（文化振興課）：**

城下町地区と川尻地区以外の部分で、祭礼やいろんな取材で、地元の方にお話を聞いていく中でやはりいろんな課題を挙げられます。それにつきましては、例えば、祭礼に関しては継承者、担い手の不足といった部分を課題として挙げられるところが多かったと感じています。具体的な調査を行なったわけではありませんが、重点区域でなくても既に熊本市が既存事業で援助していることもありますので、そういった部分で手助けができていないのではないかと思います。

伊東委員：

14ページに、課題、方針に即した事業案一覧とありまして、これは既存事業による計画案ですと書いてありますけれども、特に熊本地震の後、県が助成制度を作って下さって、登録文化財にする場合には2/3を補助して下さっていますが、1/3は個人負担で出しています。1/3の負担は個人にとっては大きくて、それを頑張って修理しているわけですが、未指定の文化財と

いいながら、応急処置に終わっているものが多いので、折角の機会なので、それを良い風致に持っていく為にもう少し個人的な負担がなく、割と早い時期にいい町並みというものが、復元できるような事業を新たに市が起こしてくださると大変ありがたいなと思っております。

猪飼会長：

これは歴まちとは限らずにという話ですよ。これは私も常々思っていることであります。これについては、行政の方から一言ありますか。

事務局（文化振興課）：

いわゆる新町、古町に代表される歴史的建造物の災害からの復元については、伊東委員のおっしゃったように県の復興基金を活用して、最大 2/3 という支援は始まっております。それを利用されている方もいますし、一方で止む無く取り壊しをされたり、中にはグループ補助金という別の制度を使われるところもあったりということで、各々の立場で復旧されているところですが、確かに私どもにも、本来は地震の前には何ら支援はなかったんですけども、県は最大 2/3 をされて、といえども残りの 1/3 というのはとても厳しいということで、募金をしておりますが、私達としましては、他の文化財の兼ね合いを考えますと、県の 2/3 の補助をされたということが最大限なのかなと一定の見解として持っております。あとの 1/3 はいろんな民間の支援もご尽力されていると聞いておりますし、我々もいろんな助言とか、そもそも 2/3 といいましても分母が高くなるという前提がありますから、それを少しでも工夫して安くあがる方法はないとか、一方で文化財的復旧という前提がありますから、そことの兼ね合いでいろいろとご助言していけることで（手伝いが）できないかなというのが、ギリギリ今私達で考えていることです。なかなか直接的にこれ以上の支援ということは厳しいかなと正直思っております。

事務局（開発景観課）：

文化振興課から、指定文化財に対する支援の在り方について説明があった中で、16 ページに既存事業として、「町並み復旧保存支援事業」ということで挙げさせてもらっております。これについては助成制度から外れたもので、昭和 25 年以前の伝統的建造物については、この町並み復旧保存支援事業ということで復興基金を活用して、他の補助金との重複はできませんが、1/2 で限度額 1,500 万円までで、助成制度を継続してやっています。これについては平成 32 年度までこれで対応していきたいというふうに思っております。将来的な話は、先ほど話しましたが、歴史的風致形成建造物の指定を受ければ、助成制度がありますし、更には、これはもう永遠の課題にはなりますが、町屋等については老朽化していくので、現行の助成制度を維持していくかは要検討と認識しているところでございます。

岡村委員：

県の助成制度の話が出たので話しますが、熊本地震による復旧ということで、新町・古町地区、川尻地区の歴史的建造物を含めて支援をやっていますが、あくまで県の制度は、「熊本地震からの復旧」ということで永続的ではないということで、なかなか私共でも限界があるところです。

それがあるので、歴まちの計画で新たな制度が利用できるよということだと思っておりますが、これはありがたい話だと思っております。これまた次回の事業の話になるかと思っておりますが、再三おっしゃっているように、維持していくためにもお金がかかるということで、修理して新しく復

旧したとしても、それをまた維持していかなければならないところもあるので、どちらかという  
とソフト面での取組みも必要になっていくのかなど。活用していくとか、空家状態になっている  
町屋を貸してもいいよという人と、借りて町屋でカフェをしたいよという人をマッチングさせる  
ようなソフト面の取組みも必要になってくるのかなどと思っています。次回の事業の話になると思  
いますけれども、検討していろいろと課題として考えて取り組んでいきたいなと思っています。

猪飼会長：

それでは、皆さんのおかげで、大分事がはっきりして具体的なものになってきましたので、今  
日のところは、共通の認識を出来ることが大事だと思っていまして、そういった意味では一定の  
ところまでできたのではないかと思います。次に具体的な事業について、これでいいのかとか、  
こんなことはどうだという話が出てくると思います。そういうことで、大体今日はよろしいでし  
ょうか。ここを付け加えることがどうしても必要だとか、今後こういうことを検討していただき  
たいということがありましたら、ご発言下さい。

岡村委員：

私もあまり存知あげておりませんが、経済同友会や商工会議所の方で中心市街地活性化のグラ  
ンドデザイン 2050 というものを取り組まれているそうです。市の方でも参加されていると思  
いますが、特に新町・古町地区で、言葉をお借りすると「スポンジ化」状態になっていると、コイ  
ンパーキングとか空き地だらけになっているようなところが懸念されているいろいろと取組みされ  
ているそうですが、歴まちの計画とこのランドデザイン 2050 との連携はどうなっているの  
でしょうか。

事務局（開発景観課）：

中心市街地のランドデザインということで発表になっている中身については、今後、経済同  
友会も含めての話ですが、熊本大学さんも含めて産学官の方で話を詰めて行くという話になっ  
ております。その中で都市基盤の再生戦略ということで位置付けられておまして、その中の 1  
つとして新町・古町地区については歴史的風致維持向上計画に基づく事業を推進していくことが  
挙げられております。それとは別に、中心市街地全体についても土地利用の在り方、特に今言わ  
れた「スポンジ化」に対応するいろんな施策を議論していこうということで、キックオフ会議が  
あって、今後ワーキングとかそういった中で考えを詰めていくという形になっております。

猪飼会長：

ありがとうございました。今日はこれぐらいでよろしいでしょうか。

事務局：

ありがとうございました。本日、委員の皆様から頂いた内容につきましては、会長と相談させ  
て頂きまして事務局の方で取りまとめを行いたいと思います。次回の協議会でご報告をさせてい  
ただきます。次回の協議会につきましては、来年の 2 月か 3 月頃を予定しておりますが、日程、  
場所が決まりましたら、改めてご連絡させていただきたいと思います。委員の皆様におかれまし  
ては、長時間にわたるご協議を頂きまして、誠にありがとうございました。これをもちまして第  
2 回熊本市歴史まちづくり協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上